平成26年9月9日、志賀町役場議場において本会議を再開した。 (午前10時0分 開議)

## (出席議員 16名)

1番 福田晃悦

2番 稲岡健太郎

3番 南 正紀

4番 寺 井 強

5番 堂下健一

6番 南 政夫

7番 下池 外巳造

8番 須磨隆正

9番 越後敏明

10番 田中正文

11番 冨澤軒康

12番 櫻井俊一

13番 林 一 夫

14番 戸 坂 忠寸計

15番 久木拓栄

16番 山本辰榮

## (欠席議員)

なし

#### (議案説明のため出席した者の職氏名)

町		長		小	泉		勝
副	町	長		庄	田	義	則
教	育	長		守	田	廣	三
総	務 課	長		寺	尾	隆	之
富	来 支 彦	f 長		坂	本	英	人
企画財政課長			新	田	辰	巳	
税	務 課	長		土	田	善	博
住	民 課	長		Щ	科		等

健康福祉課長 山 本 政 人 環境安全課長 増 田 廣 樹 商工観光課長兼情報推進課長 浜 村 大 農林水産課長 松田正剛 まち整備課長 細川一元 富来病院事務長 北 富美夫 会計管理者(会計課長) 谷 場 可 一 学校教育課長 寺 澤 俊 彦 生涯学習課長 平 井 清 野 﨑 豊 昭 代表監査委員

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長安 田 朗議会事務局次長村 井 直

#### (議事日程)

- 日 程 第 1 町長提出 議案第 52 号ないし第 63 号及び第 65 号ないし第 74 号、認 定 1 号ないし第 12 号並びに町政一般(質疑、質問)
- 日 程 第 2 町長提出 議案第 52 号ないし第 63 号及び第 65 号ないし第 74 号 (委員会付託)
- 日程第3 決算特別委員会の設置及び委員選任の件 町長提出 認定第1号ない し第12号(委員会付託)

### ( 開 議 )

**冨澤軒康議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 町長提出 議案第 52 号ないし第 63 号及び第 65 号ないし第 74 号、認定 1 号ないし第 12 号並びに町政一般(質疑、質問)

**冨澤軒康議長** 日程に入り、町長から提出のありました、議案第 52 号ないし第 63 号及 び第 65 号ないし第 74 号、認定第 1 号ないし第 12 号に対する質疑並びに、町 政一般に対する質問を行います。

あらかじめ発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第1項及び志 賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、 各議員の発言は、執行部側の答弁も含め概ね 30 分以内とします。

それでは、発言を許します。

1番、福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。おはようございます。1番、福田晃悦です。

今朝方、本日の一般質問の最終確認をしながら考えておりました。全米オープンテニスが、開始から4時間を過ぎればこの時間と重なってしまうと。結果は、誰もがご存知でありますが、勝敗は別として、個人的には試合が終わって落ち着いたというか、ホッとしております。

余談ですが、テニスの4大大会を指すグランドスラムとは、完全制覇という 意味もあり、グランドスラムを達成するとは、4大大会全てに優勝することを 指すそうです。さらに、4年に一度のオリンピックをこの4大大会とともに制 すことをゴールデン・スラムといい、これまでの達成者は 1988 年のドイツ、 シュティフィ・グラフ選手のみだそうです。

さて、4年に一度といえば、我々地方議員も来年4月には、4年に一度の地方統一選挙です。残る定例会も本会を含め、3回となりました。改選までの残り3回の一般質問につきましても町長及び執行部には、これまで以上に丁寧な答弁をお願い申し上げ、私の一般質問に移らせていただきます。

最初の質問です。志賀原発の安全審査申請についてであります。

原子力規制委員会は、先月8月26日、志賀原発2号機の安全審査の初会合を開きました。その会合では、事故対策などが記載された申請書類が他原発に 比べ著しく少ないことが問題視され、これで十分に準備したというのは本当か、 との疑問の声があがったと報道にありました。

規制委員会によると、今回の志賀原発 2 号機の申請書類は約 640 ページ、すでに新規制基準に適合していると判断された九州電力川内原発では、それの10 倍以上の約 7,500 ページ、委員からは、とりあえず申請しておくというこ

とでは非常に困る、との発言もあり、原発を持つ 10 社で、最後に申請したにもかかわらず、これまでの他原発の申請内容を踏まえていない北陸電力の姿勢を批判されたとされています。

このことについて、谷本知事は、資料の少なさ多さで判断するのは見当違いである、との見解を示しましたが、確かに科学的根拠に基づき安全審査を行う規制委員会が、申請のページ数だけを根拠に問題視する時点で、中立性を果たして持っているのか不信感を持つのは言うまでもありません。

また、事故時に原子炉格納容器の圧力を下げる際に、放射性物質の放出量を低減させるフィルター付きベント装置について、北陸電力側は既存設備の強化で同じ効果を得られるとし、本申請に盛り込まなかった点についても、26 日会合で、格納容器内のガスをそのまま外部に出していいと考えているのか、などの異論が出たそうです。さらに、9月2日に開かれた会合でも、この点について、安全対策の規定を満たしていない、と妥当性を否定し、再検討を求めたとされます。

また、原子力規制庁の担当者が、新基準の一部を構成する基準解釈に触れ、 北陸電力の対策は大気中の放射性物質を低減するという規定を満たしていない、 との指摘や、会合後、別の担当者からは、放射性物質を低減する方法は自由、 ただ北陸電力は何も対策をやっていない、との認識を示しました。ただ一方で、 北陸電力は補助的設備をと位置付け、2015 年度内にフィルター付きベント設 置を進めています。

志賀原発が厳しくなった規制基準を満たしているのかどうかは、地元にとって重大な関心事であります。新規制基準は、福島原発、福島第1原発事故を教訓にして事故や地震、津波対策が幅広く強化されました。原子力規制委員会の使命は、原発の稼働を止め続けることでも廃炉にすることでもありません。原発が、新規制基準に適合しているかどうかを科学的、技術的な所見に基づいて、中立の立場で判断することであり、審査の申請があれば、遅滞なく審査を行うのが本来の役割であります。

志賀原発には、今現在も核燃料が入っており、稼働していなくても安全を厳密に確保すべきであり、規制委員会が申請された審査を特定の項目に異論を唱えるさまは、本来の役割を果たしていないようにも映ります。

これまでの審査会の経緯について、北陸電力は、申請内容をしっかり説明する、と応じており、厳しい意見が集中したことについては、自治体住民への安心・安全を立証していく上では、あるべき過程と考えますが、一日も早い安全審査の進捗は住民の安心・安全にも直結するものであります。

事業者側には、説明責任を十分に果たしてもらい、規制委員会には、現段階で可能な審査は先に進めていただき、志賀原発固有の課題に論点を整理して、 待ったなしで取り組み、一日も早い安全審査の進捗を立地自治体の長として求めていくべきと考えますが、町長のお考えをお示しください。

次の質問に移ります。病児保育の推進についてです。

病児保育とは、保育園・小学校に通園・通学している子どもが、発熱などの病気になったとき、保育園の代わりに子どもを一時的に保育する施設・運営を指すものです。これは、国の健康支援一時預かり事業として開設され、現在、自治体自身やNPO法人で運営されています。規定により、保育士1名、看護師1名、計2名で4人の子どもを保育する、2対1で保育することが決められており、通常の保育より手厚い保育がなされます。

内容については、自治体により異なりますが、近隣自治体の七尾市、恵寿総合病院では0歳児から小学校までの子どもが対象で、4コースの時間設定で一番利用が多いコースでは、利用者は負担金2,000円で午前8時から午後5時まで利用できます。

近年の少子化、核家族化、地域社会の喪失、女性の社会進出などの状況で、 病児保育は子育て支援の重要な施策として取り組む自治体も広がりを見せてお り、保護者の就労支援だけが目的ではなく、病気の子どもに必要な看護、保育 環境を提供することが重要であると言われております。

どうしても休めない仕事が会社に入っている、でも子供は突然熱を出す、仕事も行かざるを得ない、でも子供の面倒を見るにも預ける場所がない、病気の子供を預かってくれる場所がない、そういった状況において、身動きがとれなくなってしまうという声が、近年多くあげられるようになってきました。就学前の子を持つ働くお母さんの保育ニーズとしては、病児保育は一番高いと近年の調査で発表されております。

子供は、明日熱を出しますと言って熱を出してくれるわけではありません。

また、朝元気に保育園に行った子供が、熱があるからと、急な保育園の連絡から子供を引き取りに行くという場合も多くあり、同居する祖父母などの支援が受けにくい核家族においては、子供の具合が悪くなると親が毎回直面する問題です。子供が病気のときぐらい、親が仕事を休んで面倒を見るのが望ましいですが、どうしても休めない場合があるのも事実です。

こうしたとき頼りになるのが、やはり、病気にかかった児童や病気の回復期にある児童を預かってくれる病児保育の存在です。現在、石川県内でも病児保育事業を実施している施設はありますが、本町内では、存在していないのが実態です。保育サービス受け入れ枠の拡大、つまり、病児保育を拡充していくことは、働く女性を支援する上で欠かすことができないと考えます。

病児保育の整備について、また施設の運営にあたっては、自治体が運営主体に対して新しく箱を作ったりする必要はありません。幸いにして、本町には町営のクリニック、病院や民営の医療施設があることから、そのような施設等と連携を強化していく仕組みも可能かと考えます。

病児保育は、医療機関に併設されていることが多く、医師が常にいることから、入院や点滴の必要のない急性期の病気から回復期の病気、つまりは、ほとんどの病気の子どもを預かります。一方、病児保育については、子どもが病気のときは保護者が看病すべきである、単に労働力の確保に利用されている、などの批判がありますが、行政・社会体制の不備のために子どもが犠牲になっているのであり、これらの批判を率直に受け止めながら、病気の子どもを守っていかねばならないと考えます。

これから、秋冬に向かう中で、風邪やインフルエンザなどの感染病にかかる子どもが増えてきます。本町でも、子育てにやさしい町として中長期的な計画を基に、病児保育への取り組みを進めるべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後の質問に移ります。志賀町の魅力情報発信についてです。

先般、JR西日本の発表によれば、北陸新幹線の開業は、来年3月14日に 決まりました。北陸新幹線の速達タイプかがやき、かがやきに乗車すれば、東 京金沢間が2時間半を切り、1運行12両編成で最大約900人が乗車可能、運 行本数は24往復、既存の特急はくたかや北越の計18往復を比較しても運行本 数も大幅な増となっております。

現在の能登空港が1日2便で最大搭乗可能数は約350人であり、まさに首都 圏等からのビジネス、観光客の大量輸送時代の幕開けまでに、残すところ、あ と半年となりました。また、来春、能越道が全線開通することにより、名古屋、 岐阜等の中部圏等からの車を利用したビジネス、観光客もたくさん訪れること と思われます。

さて、昨年4月の、のと里山海道の無料化、前段の北陸新幹線開業・能越道の開通、さらには 2020 年の東京オリンピック開催を見据えた志賀町の誘客施策として、能登の魅力の一つである食をテーマにした、昨年の地域のじまんづくりプロジェクトでの日本を代表する有名シェフの指導や、本年の西能登おもてなしプロジェクトで飲食店へのアドバイス、撮影会では、今後、能登半島の交流人口増大に伴う志賀町の魅力づくり情報発信の一翼を担っていると期待します。

また、国土交通省がまとめた九州新幹線の開業効果と課題では、1、沿線以外の地域では、開業前と大きな変化は認められず、新幹線効果の享受という点においては差が生じた。2、開業後の交流拡大を一過性の特需に止めないよう、リピーターの獲得や駅からの二次交通の拡充が求められる。3、今後2,000万人の高みを目指すインバウンド促進、インバウンドとは、海外からの旅行客を指します。の取り組みと二次交通を含めた受入体制の整備が必要。等があげられております。

これら二次交通対策については、本町では北陸で唯一レンタカーを利用した 宿泊利用助成制度を実施しPRを図っておりますが、食以外やインバウンドで の施策について町長のお考えをお聞かせください。

さらには、西能登里浜事業として、首都圏等に対して志賀町の魅力情報を発信している状況であると思われますが、足元を固める意味で、町内や県内での志賀町の魅力浸透を図るための具体的な施策について町長のお考えをお聞かせください。

以上で、私の一般質問を終わります。

#### **富澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。福田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、志賀原発の安全審査申請についてであります。

北陸電力は、志賀原子力発電所 2 号機における新規制基準への適合性審査を受けるため、8月 12 日原子力規制委員会に、原子炉設置変更許可など、関係する申請書を提出しました。原子力規制委員会は、9月2日に開催した審査会合で、志賀原発 2 号機の審査において主要な論点として、18 項目を提示し、フィルター付きベント設備を使用しない格納容器圧力逃がし装置について再検討を求めております。

また、沸騰水型原子炉の共通項目を除く個別の項目については、継続中の敷地内破砕帯評価に関して、規制委員会で一定の見解をとりまとめた後、審査を進めるという考えが示されました。北陸電力には、審査会合等での規制委員会の指示に従い、適切に対応するとともに、今後とも、安全確保を最優先に考え、迅速な審査の推進に努めるべきであると考えております。

なお、町としては、規制委員会には、敷地内破砕帯の問題について、科学的根拠に基づく厳格な評価を行うとともに、遅滞なく新規制基準への適合性審査を進め、速やかに安全性を確認していただきたいと考えております。

次に、病児保育の推進についてであります。

ご質問のとおり、病児保育につきましては、病気の回復期に至っていない児童を、病院や診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で、一時的に保育する事業であります。施設には、病児の看護を担当する看護師及び保育士を利用児童数に応じて配置するなど、専門的知識を持った人材の確保が必要となります。さらに、重要なことは、緊急時における医療機関との連携・協力であります。

病児の容体が急変した際には、直ちに医師の受診が必要となることから、県内の保育施設では実施しておらず、県立中央病院をはじめとする、14 医療機関のみで実施しているのが現状であります。本町における医療機関での病児保育の実施については、病児室などの施設整備や早朝からの長時間対応に伴う人材確保、病気の流行状況や季節による利用変動などの理由から、大変難しいのではないかと考えております。

しかしながら、本町では、保護者が安心して子育てできるように、ファ ミリー・サポート・センター事業を実施しております。本事業では、地域で の育児の相互援助を支援しており、現在 152 名の会員登録があり、年間 30 件 ほどの援助依頼があります。主な援助としては、保育施設への送迎や病児の預 かりですが、保護者の急用時における児童の預かりもできますので、ご利用 していただきたいと思います。

また、国において、子育て支援事業の充実が議論されており、町としても、地元 企業に対し、病気の時こそ親が寄り添い、看病ができるように、雇用環境の整備 など、子育て支援についての十分な配慮をしていただけるよう、より一層の啓発 に努めていきたいと考えております。

次に、志賀町の魅力情報発信についてであります。

議員ご指摘のとおり、食以外の魅力発信や、海外からの旅行者、いわゆるインバウンドへの対応、さらには県内への魅力の浸透を図ることも、交流人口の拡大を推進する上で重要であります。提案理由説明でも申し上げましたが、北陸新幹線の停車駅からの二次交通手段として、レンタカー利用助成制度の拡充やホームページ等を使った町の魅力発信のほか、県内向けとして、バスによる体験ツアーや、金沢から大漁起舟祭会場までの買い物バスツアーなども充実していきたいと考えております。

また、先般、観光協会と連携し、インバウンドの研修も行ったところでありますので、今後とも一人でも多くの観光客やリピーターを確保するため、様々な事業を展開していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。なお、志賀町の魅力 情報発信についての具体的な内容につきましては、商工観光課長から答弁さ せますので、よろしくお願いをいたします。

#### **富澤軒康議長** 浜村商工観光課長。

**浜村商工観光課長** はい、議長。福田議員の、志賀町魅力情報発信についてのご質問に お答えさせていただきます。

地域のじまんづくりプロジェクトは、西能登おもてなし丼の展開だけではなく、町内の観光事業者及び従業員を対象とした、おもてなし研修も行っており、7月の研修では35名の方が参加しております。研修には、シンガポールでレストランを経営し、日本の食文化を広めている方を講師にお招きし、おもてなしの心やインバウンドへの対応などの必要性について学んでお

り、11月には2回目を開催する予定であります。

外国人に対する情報発信手段としては、現在の英語・中国語・韓国語表記の観光パンフレットに加え、さらに、観光協会の新たなホームページで、英語での紹介も行うこととしております。また、首都圏には多くの外国人が訪れており、北陸新幹線金沢開業を契機として、その方々を含めた観光客を呼び込むために、東京都内でのイベントの出展なども計画しております。

主なものとしては、9月 20 日に開催される利酒祭りに、本町の特産品である能登金時を使った焼酎をPRするほか、10 月 26 日に開催される日本橋・京橋祭りや、来年の1月9日から 10 日間、東京ドームで開催されるふるさと祭り東京 2015 での出展、さらには、銀座で新たにオープンする石川県のアンテナショップでのPRなど、様々な機会を捉えて、西能登おもてなし丼と併せ、本町の特産品や観光の魅力を発信したいと考えております。

次に、県内・町内への浸透を図るための事業といたしましては、毎年2月11日に開催される大漁起舟祭では、買い物バスツアーを実施しておりますが、金沢方面からの多くの参加があることから、さらに内容を充実していきたいと思います。また、9月の21日には、能登金時の収穫体験、旧福浦灯台・福浦港の散策、能登の郷土料理、草木染めの体験を行う、世界農業遺産スタディバスツアーを企画しており、定員を上回る応募があります。このような体験ツアーを通し、県内の方々に本町の魅力を発信していきます。

そのほか、観光協会のホームページを刷新し、フェイスブックや各種ソーシャルネットワークサービスを活用して情報発信を行うとともに、町のゆるキャラ西能登あかりちゃんを各種イベントに出演させ、観光 P R を行うこととしております。なお、あかりちゃんは、全国ゆるキャラグランプリ 2014 に参加し、町の認知度を高める試みも行っております。

いずれにいたしましても、こうした事業を通し、北陸新幹線金沢開業後の 入込数の伸び率で、県内ナンバーワンを目標に努めていきたいと考えており ます。

以上、福田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**富澤軒康議長** 3番、南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。おはようございます。3番、南正紀です。

全国各地で豪雨災害が頻発しておりますが、8月の集中豪雨で当町でも多くの被害が発生をいたしました。数十年に一度レベルの災害が次々と発生し、まさに異常事態です。町長は先の提案理由説明で、災害に強いまちづくりをすると述べられましたが、その手腕に大いに期待をしております。それでは、今回もこの場に立つ機会を与えてくださった住民の皆様に感謝を申し上げ、質問をいたします。

まず、富来地域の将来像についてお聞きいたします。

町内の地域間格差が憂慮される中、以前にも一般質問にて周辺地域の活性化について質問してまいりました。大規模な事業が町中心部に集中し、志賀地域の統合小学校が高浜地区に建設されるなど、多くの機能が中心部に集中するにつけ、周辺地域においては、集落の活力の低下、伝統芸能の継承に対する不安、校下意識の低下など様々な問題を抱えております。

これらの問題を解決するべく、各地区においては、色々な取り組みが行われていることと思います。堀松校下におきましては、敬老会などの行事が無理なく継承できるよう、新たなアイディアを取り入れておりますし、小学校の夏休みには、今年初めての事業も開催いたしました。公民館長の発案で、各校下の子ども会に声をかけ、子供たちを集め勉強会を行いました。その後、グラウンドゴルフを楽しみ、昼食は子供たち自身でカレーを作り味わいました。子供たちは、先を争って野菜を切り、洗い物をするなど、大いに楽しんだ様子でした。各地区は、将来に向けて独自の努力を始めています。小泉町長は、かねてから地域の活性のために伝統芸能・文化や、公民館活動に手厚い支援を行うと明言されてきました。そろそろ、具体的な施策を実施いただきたくお願いをいた

さて、地域間格差を考えるにあたり、富来地域の衰退は大きな問題であります。私は30年前、富来の金融機関に勤務をしておりました。当時の富来地区は、まだまだ活気に満ち溢れておりました。商店街には多くの飲食店が軒を並べ賑わいを見せておりましたし、多くの船員の皆様も現役で活躍をされておりました。私の受けた印象は、時代背景もありますが、町は豊かで住民の皆様の優しい人柄もあり、ノルマの達成は比較的容易でした。

ところが今の富来地域は、多くの飲食店が姿を消し、基幹産業であった企業

します。

の閉鎖が相次ぐなど大きく印象が変わった感があります。勿論、地域の皆様の 最大限の努力で地頭町商店街は、美しい景観を作り上げておりますし、各種団 体も活性化に向けた活動を活発に行っていることは十分承知をしております。 しかしながら、民間の力には限界があり、行政の支援が不可欠であります。

町としては、手厚い支援を行ってきましたが、なかなか特効薬は無いようです。人口の推移の全国的な傾向は、都市部に人口が集中するパターンと、都市部が空洞化しその周辺の衛星都市の人口が増加するパターンが多く見られるようです。県内でも川北町の人口が増加していることが大きな話題となっていますが、加賀、能登のその他の自治体は人口減少に頭を悩ませております。

当町では、前回の6月定例会での福田議員の質問を契機に、定住対策特別委員会が設置され、議会といたしましても、人口の減少を食い止めるべく活動を開始いたしました。現在は、各担当課から詳細な説明を受けている段階ですが、人口の減少率が富来地域で深刻な状態です。

平成 17 年から 26 年までの校下ごとの人口減少率を見ると、20 パーセントを超える地区が、志賀地域では上熊野のみであるのに対し、富来地域では福浦、稗造、西増穂、西海、西浦の5地区にものぼり、熊野地区でも 19 パーセント減となっております。そのような中で、年間の出生数が 20 数人しかいない現状で、将来の展望がどのように開けるのでしょうか。費用対効果を考えたとき、宅地造成等定住促進策が利便性の高い場所で展開されることは、致し方ないところではありますが、富来地域においてこそ有効な施策が必要ではないでしょうか。

志賀地域においても勿論ですが、富来地域には八朔祭礼をはじめとする各地の祭礼やその他多くの後世に残すべき多くの重要な伝統芸能や文化があります。 是非とも人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を維持していかなければなりません。今後の富来地域のまちづくりについて町長のお考えをお聞かせください。

加えて、富来地域の将来像を考える上で、小中学校の問題は欠かすことができません。富来中学校が旧の富来高校へ移転してから1年が経ちました。当時現地を視察した際には、新しい校舎で元気に挨拶をした生徒たちが印象的でした。また、以前富来小学校へ議会広報の表紙写真の撮影に訪問した際、明るい

子供たちの活気ある姿に目を細めました。

ところが、年間出生数 20 数名という現実は、平成 30 年代には、富来中学校の生徒が現在の 150 人から 70 人程度に、富来小学校では 210 人から 140 人程度に激減することを意味しております。少ない児童生徒に対し大きすぎる校舎の維持管理、スクールバスの効率的な運行等のコストの面はもとより、何よりも子供たちに最適な環境を提供するための施策が求められます。富来小学校を中学校内へ移転するなど、幅広い視野で教育環境を維持するべく計画を策定する時期に来ていると考えますが、町長のお考えをお示しください。

続いて、町民との対話、並びにタウンミーティングの総括について質問いた します。

5年前、初めて町長選に出馬を決意した小泉町長が、当選できたら必ず町長談話室を設置し住民の皆様の声を聞く、と熱く語っていたことを今も鮮明に記憶しています。近年、自治体はまちづくりに際し、住民の声を聞くべきであるとの風潮が強まりつつあります。そのような中、住民との対話を公約に掲げ当選した首長が役目済ましの懇談会を行っているとの批判が高知県の自治体で問題となったと聞きます。

小泉町長は就任以来、真剣に町長談話室を継続し、住民の皆様の意見を町政 に反映させてきました。正に有言実行であり頭が下がります。そしてまた、こ の施策により、町民の皆様と行政の垣根は間違いなく低くなったことでしょう。

しかしながら、その間、曜日、時間帯、場所を変えずに実施していることで訪問者に偏りが出ていないでしょうか。せっかくの実りある取り組みですから、より多くの方々に訪問の機会が与えられるべきだと考えます。町長と話しをしたいけれどもかなわない方も多いことでしょう。忙しい公務の中、時間調整も困難を極めるでしょうが、各地区公民館で開催し、時間帯も変えるなど、より町民の皆様に近く、幅広く接する工夫はできないでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

最後にタウンミーティングについてお聞きをいたします。

町長は、タウンミーティングについても就任以来、色々な形で実施されてきました。今年は昨年同様、各地区の区長との懇談という形で実施されました。 区長は、区民の代弁者としての役割を担っていますので、区長の意見イコール 区民の意見ということにはなります。しかし区長の要望は、その立場上、地区 内並びに校下がより良くなるような事業の案件が目立ちました。一方、以前 行った地区住民や各種団体との懇談では、ソフト対策に対する意見が多かった ように感じます。

どちらも甲乙つけがたい重要な形式ですが、会場で町長と直接話をしたかった区民がいるとの意見もあり、希望する一般の住民の皆様も参加できていればとの思いも感じました。今回のタウンミーティングがまちづくりにどのように反映されていくのか、総括をお聞かせください。

以上で質問を終わります。

### **富澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** はい、議長。南正紀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、富来地域の将来像についてであります。

人口減少問題は、富来地域のみならず、町全体さらには国全体の最重要課題であります。先の日本創成会議の試算で、2040年には5割の自治体で若年女性が半減することが示され、これによる出生数の低下は計り知れないものがあると予測され、大変な危機意識を持っているところであります。人口減少、少子高齢化の状況については、富来地域は志賀地域と比較しても、深刻な状況であるものと認識しており、懸念をしているところであります。

平成17年の合併以降、地域間に拘らず、各種施策を推進してきたところでありますが、近年、富来地域で実施している主な事業について申し上げますと、能登金剛の中心である巌門の園地整備や、シーサイドヴィラ渤海・道の駅とぎ海街道に民間活力を取り入れ、来年3月の新幹線金沢開業効果を見据えた観光振興に積極的に取り組んでいるほか、農林水産関係では、農地の集約化や漁業基盤整備にも取り組んでいます。

また、年度中には、富来漁港敷地内において、全国初となる回転寿司や、 実験農場における農家レストランのオープンなどが控えており、6次産業化による雇用の創出や交流人口の拡大につなげていきたいとも考えております。道路関係では、地頭町街路事業が完了予定であるほか、町道の融雪設備や富来駅前の整備事業を実施し、中心市街地の活性化を図っております。教育関係では、小・中学校の整備事業により、教育環境の向上にも努めているほか、 海洋センターフレアの大規模改修工事により、スポーツ環境の充実にも取り 組んでいるところであります。

このほか、地域の伝統行事である八朔祭礼、西海祭りなどは、文化・風習の継承に寄与する貴重な行事であり、観光資源でもありますので、学生等の祭りへの体験事業などを通じて、交流人口の拡大を図っていきたいと考えております。

ご質問いただいた有効な施策については、一朝一夕に成し得るものではありませんが、今後とも、ぞれぞれの地域の特性を活かし、若者に魅力あるまちづくり、安心して暮らしていけるまちづくりの施策を最優先に考え、取り組んでいきたいと考えております。

次に、町民との対話とタウンミーティングについてであります。

私は、これまで対話の町政を基本姿勢として、町民一人一人の声を町政に反映させたいという思いから、町長談話室やタウンミーティングを開催して参りました。町長談話室については、平成22年から公務に支障がない限り、毎週水曜日の午後の時間帯で、本庁舎と富来支所で交互に開催しております。これまで85回開催をし、延べ255組の町民の皆様の生のご意見をお聞きしております。

談話の内容も、身近な生活環境に関するお話から、福祉や教育、産業や農業振興、まちづくりに関わるご意見など、多種多様であります。中には、複数回にわたって来られる方もいますが、私は、それも行政に対する町民ニーズであると受け止め、真摯に耳を傾けております。なお、町民の皆様には、町長談話室は水曜・午後の開催で定着しておりますので、これからも同様の日時・場所で、公務の合間をぬって実施をしていきたいと考えております。

また、タウンミーティングについてでありますが、平成21年度から24年度まで、校下単位の16地区を対象に開催したり、志賀地域、富来地域ごとの関係団体及び参加を希望する地域住民を対象に実施するなど、より効果的な開催方法を検討しながら実施をして参りました。そして、昨年度と今年度は、地区区長会との懇談会として、各地区を代表する区長の皆様から、事前に町に対する意見や要望事項を提出していただき、町の考え方や対応について回答する形態で開催したものであります。

議員ご指摘のように、地区内の事業要望が多く出されましたが、それらは地元の身近な課題であり、可能な事業から順次実施をしてきたことにより、地域住民の身近な生活環境の向上につながっていくものと考えております。今後は、これまでのタウンミーティングの実績を検証しながら、より良い開催方法をまた検討していきたいと考えております。

以上、南議員のご質問に対する答弁といたします。なお、富来地域の将来 像についてのご質問における、教育環境を維持する計画の策定につきましては、 教育長から答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

#### **冨澤軒康議長** 守田教育長。

守田廣三教育長 議長。南正紀議員のご質問にお答えいたします。

統計によると、平成27年度から32年度の小学校入学となる富来地域の子供の出生数は、ご指摘のとおり20から28名となっています。また、過去の児童生徒数の推移をもとにした、児童・生徒数調査によると、今後10年間の富来小学校全体の児童数は、およそ180から200名の間を、富来中学校全体の生徒数は、およそ100から140名の間を推移するとなっています。

しかし、人口流出が加速することになれば、この児童生徒数については、さらに下振れすることも予想され、南議員の懸念は、もっともなことであると思われます。南議員の質問については、いわゆる小中一貫教育についての可能性・方向性に関する質問と理解しお答えします。

小中一貫教育とは、小中学校の教職員が情報交換や連携を行い、義務教育9年間の連続性を図った、小中一貫カリキュラムに基づく教育活動を推進することによって、学習面では、学力観、指導観、評価観の共有のもと、授業改善の促進と学力向上を、生徒指導面では、小中学校間のいわゆる中1ギャップから生じる不登校問題等の今日的な児童生徒指導上の課題の解決を目指すものであります。

小中併設校である珠洲市の宝立小中学校においては、併設型の小中一貫教育が推進されています。小中併設校については、校種・学年の異なる児童・生徒同士が共通の活動を通じ、豊かな人間性や社会性を育成することができると言われています。県内の小中併設校は、小中学校それぞれの教育活動や学校生活に支障のないよう、児童生徒が施設を共有することを前提に、設計・

建設されています。現在の富来中学校においては、富来高等学校の校舎を活用したものであり、小学生が使用するには、検討が必要であると考えます。

一方、敷地や校舎を共有するなどの物理的な条件がない連携型の小中一貫 教育については、近隣では、中能登町の鹿西小学校・中能登中学校などの例 があります。これらの学校では、9年間を見越した、計画的・継続的な学習 指導を展開し、効果を上げています。

義務教育9年間を円滑に接続させることは、学習指導上・生徒指導上も利点が多く、また、9年間にわたり児童・生徒を把握することで、個性の伸長や優れた才能の発見にもつながると考えます。富来地域に限定せず、志賀地域も含めた町全体の方向性として、小中一貫教育を模索していく必要があると考えます。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**富澤軒康議長** 5番、堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。皆さんおはようございます。

本日9月9日は、菊の節句、重陽の節句です。本来なら、おめでたい話題等で質問を切り出したいところですが、現実はいつも厳しいものがあります。 それでは、さっそく質問に入っていきたいと思います。

一番目に、地域医療・介護総合確保推進法案の成立が町の今後の医療・介護政策等の施策に対してどのような影響を与えるのかを聞きたいと思います。 併せて 2025 年問題への対処をお聞きしたいと思います。

6月 16 日に国会で、医療・介護一括法、地域医療・介護総合推進法案が成立しました。この法律は、社会保障関連の予算が膨らみ続けるなかで、介護保険制度などを維持することを目的にしたものと言われており、利用者にとって、負担増となり、サービスについても給付減と地域ごとに格差が大きくなるのではないかと指摘されている一面もあります。

なかには、今後の制度の主役は市町村だから、市町村が地域住民の信頼を得て、独自色を出すチャンスといった指摘をしているところもあります。今回の制度の改定には大きく3点があげられています。それは、団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをする 2025 年問題や将来の人口減社会を見据え、医療・介護のあり方を見直そうというものです。

改正点は、大きくは3点あげられています。一つ目に、介護の必要性が比較的軽い、要支援1、2の訪問介護とデイサービスを市町村の地域支援事業に移すこと。二番目に、特別養護老人ホーム、特養の新規入居者を原則として要介護3以上に限定すること。三番目に一定の収入のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げること。となっております。それぞれ細かい但し書きや例外等はありますが、概ねこのようなものではないかと思います。来年度から順次移行し、17年度末までに完了することになっています。

今までの制度改定からするとかなり大きなものであり、将来のビジョンを見据えての計画と実施が望まれます。それだけに町長の手腕・構想力と力量が試されると思います。それには、きちんとした町の現状分析が大事かと思います。第一番目から三番目に準じて聞いていきます。このように制度が改定されると、どのくらいの町民が影響を受けると考えているのか。また、町としての対応策はどのように考えているのかお聞きします。

一番目については、受け皿としてNPOやボランティアなどを国は考えているようですが、町の現状を鑑みたとき、それは果たして可能なのか。また、町の事業となると、自治体財政によって対応に差が出ることが既に指摘されていますが、そのような心配はありますか。2025年問題と大きく関係してきますので、地域包括ケアシステムも含めて質問していきます。

言うまでもなく、2025 年問題は避けて通ることはできず、今後の地域社会のあり方も含めて考えなければなりません。厚生労働省も、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供を謳い、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの5つのサービスを一体的に受けられるよう、支援体制と地域包括ケアシステムを説明しています。

つまり、今まで暮らしてきた地域社会のなかで支援するシステムの構築。それは一時避難していた所、いわゆる各種施設や病院から暮らしてきた地域社会に戻るためのシステムの確立を意味します。施設から病院から、自宅、地域に戻ることになります。確かに介護保険や医療費の抑制の狙いもありますが、本

来の地域で暮らしたいという欲求に基づいてもいます。ある調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が7割いるという結果が出ています。

地域社会で生活するときに決定的なことは、地域コミュニケーション、地域の力だと言われています。町においても、次期介護保険事業計画を作成中だと思いますが、町としての今後の方針をお聞かせください。

二番目に、イノシシ対策についてであります。

町長の提案理由説明でも、有害鳥獣対策として一項目言及せざるを得ないと ころまでイノシシの被害が大きくなってきており、今ここで思い切った対策を 講じなければ、大変な事態になっていくと思います。私も毎年のように取り上 げていますが、被害は増える一方です。

今年も初めて被害が確認された地域が何箇所かあります。担当部署でも檻わなの資格を取るなど、精一杯努力されていることは十分承知しておりますが、被害を受けた農家なり、その地域で町の対応に不満が出ることは止むを得ません。被害に対して即対応出来ていない点については、町の言い分も農家等の言い分もわかるだけにもどかしさを感じています。素早い対応と対策を取ることが求められていることだけは、はっきりしています。

被害の大きさによっては、農家にとって死活問題であり、営農意欲を失わせるからです。そのことがさらに耕作放棄地を増やし、イノシシ等の住処を増やしていくことにつながり、初期対応の遅れは、福井県嶺南地域に見られるように地域全体を柵で囲むような羽目に陥り、結局莫大な費用がかかることは明白です。

被害面積の拡大がありますが、ここ数年、その被害面積はどのくらいの勢いで増加しているのか。また、被害はどのくらいの損害として計算されているのか、お聞きしたいと思います。それから対策ですが、現在のような国や県の助成待ちのような姿勢では、素早い対応ができないことは明白であり、町としても独自予算の計上を図り、町と地元の協力で被害の拡大防止に努めるべきだと思いますが町の考えをお聞きします。

最後に、原発新規制基準についてであります。

川内原発の新基準適合性審査に対して、基準への適合は審査したが、安全だということを私は言わない、これがゴールではないので努力していく必要があ

る、と田中規制委員長は会見で述べています。政府は、原発の安全性は規制委員に委ねている、個々の再稼働は事業者の判断で決めることだ、という見解を述べています。川内原発の再稼働に対しての新規制基準判断では、理解しかねる発言が多く出ています。

これまでの様々なメディアを通じての報道等を拾っていくと、実質的な再稼働の判断は、電力会社と立地自治体に委ねられ、国の責任が曖昧なまま再稼働する可能性があります。おそらく町としても、規制委員会の新規性基準に適合しており安全ですというお墨付きと、国が責任を持って安全性を保証するから再稼働に合意して欲しいと申し入れて来ることを予測していると思います。規制委員会も政府も安全と言うからやむなく再稼働を受け入れましょう、という段取りを描いていると私は想像しています。

田中委員長も認めているように、必ずしも世界一ではない、さらに世界で一番厳しいようなものを目指したと言ったに過ぎず、実現できたと胸を張っているわけではない、そして事実は世界的に見て低い水準である、とまで言っています。規制委員会関係者も、訪米主要国を追い抜いたとは言えない、あくまでも追いついたというレベルだ、と明かしているように、安倍首相が言うような世界一厳しい基準には程遠いものがあります。

新基準は、すでにある原発に当てはまるように作られており、原子炉格納容器の二重化など、最新の設計を取り入れるのは不可能と指摘されています。また、新規制基準の作成に携わった学者からも、新規制基準は世界最高水準のものではない、原発の設計そのものの見直しに踏み込まず、既存の設計に安全対策を追加させただけである、対処療法に過ぎず、最新技術を設計段階から組み込んだ海外のそれとは違う、と指摘しています。

町としては、規制委員会か政府か、どこが原発の安全性を担保していると認識しているのかお答えください。また、政府は規制委員が基準に適合すると認めた原発は再稼働を進めるとしており、再稼働の政治判断はしないという姿勢です。政権としては、再稼働の責任は規制委員会や電力会社にあるという考えだ、と菅官房長官は記者会見で発言しています。最終責任は誰が取るのかはっきりしない中で、立地自治体の理解が大きな位置を占めていくようなやり方だと思っていますが、どう考えているのかお聞きします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

(午前10時57分 久木議員退室)

**冨澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。堂下議員のご質問にお答えをいたします。

まず、地域医療・介護総合確保推進法案の成立についてであります。

この法改正は、持続可能な社会保障制度の再構築の一環として行われたものであります。大きく分けると、地域包括ケアシステムの構築と、費用負担の公平化を図りながら、介護給付の重点化・効率化を進める一方で、給付の抑制を図ることにより、制度の持続性を高めることが意図されたものであります。これは、今後のサービス利用者と介護給付費の増加が避けられない状況を考慮すると、やむを得ないものと考えております。

なお、地域包括ケアシステムの構築については、2025 年問題の対策として、 重度な介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後ま で続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的 に確保されることが求められています。

こうした中で、各自治体の対応に差が出てくることが懸念されておりますが、 地域の実情に即した施策を展開することで、志賀町としての独自性が図ら れるものと考えております。

本町としては、第6期介護保険事業計画で地域包括ケアシステムの構築を行うため、現状とニーズを分析することで課題を明確化し、その課題解決に向けた対応策を検討していきたいと考えております。また、2025年までのサービス・給付・保険料の水準も推計すると共に、安心して在宅介護ができるよう、医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいきます。

次に、イノシシ対策についてであります。

まず、昨年の被害については、9集落で被害面積は80アール、被害額は約92万7,000円でありましたが、今年度は、現在のところ、荒屋、直海、八幡など19集落で、被害面積は104アール、被害額は105万円となっております。

イノシシ対策としては、提案理由においてもご説明をしたとおり、これまでも檻 わなを設置しておりますが、捕獲実績がないのが現状であります。今年度は、 地元、猟友会、町、農協などが一体となって設置をし、捕獲に力を入れているところであり、実績のある市町の例を参考に、どうしたら効果が上がるかも、さらに検討をしていきます。

町としては、檻わなを効果的に設置・管理し、捕獲による個体数の減少に力を 注いでいくことが第一と考えており、捕獲実績をあげた上で、檻わなが不足する 場合など、必要に応じて予算措置をしていきたいと考えております。

#### (午前11時00分 久木議員入室)

次に、原発新規制基準についてであります。

原子力規制委員会では、新規制基準について、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するためのものであるが、これを満たすことによって、絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全には、常により高いレベルのものを目指し続けていく必要がある、としております。このことは、将来にわたり、原子力の安全性を追求するとした規制委員会としての姿勢を示したものと理解をしております。

一方、政府としては、先日の小渕経済産業大臣の就任会見でも発言があったように、規制委員会により安全性が確認された場合、その判断を尊重し、原発の再稼働を進め、国としても立地自治体などの理解が得られるよう、しっかりと説明をしていく、としております。ご質問の、原発の安全性はどこが担保しているのかという点については、国が責任をもって担保しているものと認識をしております。

また、再稼働の責任について、立地自治体の理解が大きな位置を占めてい くようなやり方をどう考えるかといったご質問でありますが、原子力政策 は国策であり、再稼働についての責任は、国にあるものと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、地域医療・介護総合確保推進法案の成立についてのご質問に関する個別の対応については、健康福祉課長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

#### **富澤軒康議長** 山本健康福祉課長。

山本健康福祉課長 はい、議長。堂下議員の、地域医療・介護総合確保推進法案の成立 についてのご質問に関する3項目の個別の対応について、お答えをさせてい ただきます。

まず、1点目の要支援1、2の方の地域支援事業への移行についてでありますが、現在、町が認定している要支援1、2の方は、356名、サービス利用者については、訪問介護で月平均80名、通所介護で月平均92名という状況であります。現在の利用者に対するサービス内容につきましては、改正後も基本的に維持する方向でございます。また、今回の法改正では、地域の実情に即した独自の介護サービスの提供が可能となります。

今年度、第6期志賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する中で、 65歳以上の方1,000名に対して、介護に関するアンケートを実施しており ますので、そのニーズを分析しながら、町独自の取り組みも検討して参りま す。

また、要支援の訪問介護サービスは、掃除、洗濯、調理等の生活支援が中心となりますので、現在の介護サービスの内容を維持するとともに、NPO法人、社会福祉法人、シルバー人材センターなどの多様な地域資源による柔軟な取り組みも可能と思われますので、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるよう努めていきたいと考えております。

次に、2点目の特別養護老人ホーム新規入所者の介護度要件の引き上げについてであります。

本町には、特養2施設がございまして、その定員は150名でございます。 待機者については、現在2施設で約230名、そのうち要介護1、2で法改正 により原則入所できない方が、約120名でございます。その待機者について は、重複者が多数ありまして、実数としては、その半数程度と認識いたして おります。これらの方々については、現在も在宅で介護サービスを受けて生 活していらっしゃる方であり、居宅介護サービスの利用促進を図ることで対 応していきたいと考えております。

次に、3点目の一定収入以上の方の自己負担の増でございます。

今後の高齢化の進展に伴い、介護費用の増大、介護保険料の上昇が予想され、制度維持、保険料の上昇を可能な限り抑えていく必要がございます。そのためには、相対的に負担能力のある所得の高い方には、利用負担を2割負担していただくというものであり、やむを得ない措置というふうに考えております。

具体的には、65歳以上で所得が160万円以上の方が該当し、年金収入の みの場合、年金額が280万円以上の方となり、本町においては、約1,000名 の方が該当すると思われます。該当する方は、利用者負担が2割となります が、介護保険制度の高額介護サービスの上限設定もございますので、ご理解 をいただきたいと思います。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**富澤軒康議長** 5番、堂下健一君。

**堂下健一議員** 何点か再質問させてもらいます。

第1点目の介護保険の関係ですけれども、今回の増税8パーセントのうち、だいたい増税分が5兆円になると言われています。そのうちの、いわゆる介護保険とかそういった福祉関係には、5,000億円充当すると言われてますけれども、本来増税したときの意味は、そういったことじゃなかったと思います。そういった意味においては、町長個人が国に対して言えるのは難しいでしょうから、全国町長会とかそういったものを通して、本来の増税分をきちっと福祉の方に使うということの要求なり申し入れが必要かと思います。

最悪の手段は、それは確かにいろんな意味で、サービスの業者が負担するかもしれませんけど、その以前の措置としてそういった方法をとっていかないと、何のための増税であったかと。しかも、次の 10 パーセントにするときも、担当大臣は、大企業の法人税の減税分に充てるということも表明してますんで、そうじゃないだろうということはきちんと訴えていくべきだと思っています。あと、細かいことはもうここでは言いません。

あと、イノシシ対策についてですけども、現在、檻は9基あると言ってますけども、地域の実情を考えた場合に、全部の要望に応じるかどうかは別としまして、きちっと対応する中で、何基か必要になってくると思いますんで、その予算措置は多分していくと思いますんで、それはきちんと対応していくべきだと思っています。

最後の新規制基準の問題ですけれども、国って政府が責任を持つと言ってる んでしょうけれども、先ほども言ってますけれども、政府は安全委員会に投 げつけているし、安全委員会は安全性を担保しないと言ってるわけですから、 これはきちんと最終的に詰めていく必要があるかと思いますんで、再度答弁 お願いします。

**富澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** はい。堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、増税分の収入を国に対して要望していけばどうかということでありますので、その点については、また県を通して国に対しても要望していきたいと考えております。

またイノシシ対策についても、先ほども答えたとおり、檻わなを効果的に管理、設置し、捕獲による個体数の減少に力を注いでいくことも大事と考えており、捕獲実績をあげた上で、檻わなが不足する場合等については、予算を措置していきたいと思っております。

次に、原発の新規制基準について、規制委員の対応ということでありますけれども、このことについても国がしっかりとして、安全の確保についても町に対して説明する責任もあると思っておりますので、国に対しては、その説明責任をしっかりと果たしていただきたいと考えております。

以上であります。

**富澤軒康議長** 2番、稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。皆さんごきげんよう。2番、稲岡健太郎です。

最近、朝ドラを見て、この挨拶とてもいいなあと思ったんで使わせていただきました。本日は重陽の節句でありまして、大変めでたいことがあればいいなあと思うんですが、本日、天文学的に、月が地球に一番接近するスーパームーンと言うのが見られる日でもあるそうです。これは、今年は3回あって、今日が最後ということでして、月というのはパワーがありますので、やはりこれもいいことがあればいいなと思いまして、町長の答弁が大変いいものであることを期待しまして、質問に移らさせていただきます。

はじめに、志賀町地域防災計画について質問いたします。

先日、北陸電力株式会社は、志賀原子力発電所2号機について、新たな規制 基準への適合性を審査するための申請書を原子力規制委員会に提出しました。 フィルター付きベントの件やまた破砕帯の問題など、様々な課題がありますが、 北陸電力は安全性向上対策として、現在も様々な取り組みを行っております。

さて、私たち町民の防災意識という点ではどうでしょうか。国や電力会社の

対応をただ待つだけではなく、自分たちの生命財産を自分たちで守る、また互いに助け合うという自助、共助、互助の精神をより高める必要があるのではないでしょうか。原子力発電所を有する志賀町は、どこの自治体よりも災害に強い町であるべきであり、志賀町民は、どこの自治体の住民より高い防災意識を持つべきだと考えます。

今から 55 年前の9月に巨大な台風が日本を直撃し、各地に甚大な被害をもたらしました。全国での犠牲者は5,098人にのぼり、経済的な被害としては、当時のGDP比の被害額で、阪神淡路大震災の数倍、関東大震災に匹敵する規模の災害でした。特に被害の大きかった地域が、愛知県、岐阜県、三重県及び紀伊半島一帯であったことから伊勢湾台風と呼ばれることになりました。

この伊勢湾台風を教訓に制定された法律が、昨年6月に改正された災害対策 基本法であります。東日本大震災での政府自治体の対応を検証し総括するとと もに、首都直下地震、南海トラフの巨大地震等の大規模災害や、近年頻発して いる豪雨災害等に備え、防災対策の充実強化を図ることを目的として改正され ました。改正法の中の大きな柱の一つが、平素からの防災への取り組みの強化 であります。

その中で身近な地域における互助の取り組みを促進するために、新たに地区 防災計画制度が創設され、本年4月から施行されております。地域防災計画の 下に位置付けされる、この地区防災計画の策定は、あくまで任意ですが、それ ぞれの地域特性に合わせた自由な内容で立案することが可能とされています。

新たな地域防災計画に基づいて、本町の各地区、各校区では、防災訓練や避難訓練等の計画策定の現状はどうなっていますか。把握している内容をお示しください。

次に、東日本大震災では、要援護者等の災害弱者を救援するという、強い使 命感を持った消防関係者や民生委員関係者が、災害発生直後から安否確認、避 難支援に奔走し、そのために多くの方が犠牲になったそうです。このことを教 訓として、それら関係諸団体との連携について、本町としてはどのように取り 組んでいますか。

また本年4月、町内の全戸に配布した、原子力防災ハンドブックと原子力災 害避難所マップの内容について、住民にどの程度周知されていると認識してる でしょうか。マップ記載の集合場所について、妥当かどうか地区住民の反応、 意見を検証する必要があるのではないでしょうか。 町長のお考えをお示しくだ さい。

続いて、本町の住宅政策についてお聞きします。

本年7月末の総務省の発表によると、国内の住宅総数に占める空き家率が、 過去最高の13.5パーセントになったと報道されました。石川県は全国20位の 14.8 パーセントであるそうですが、本町の現在の空き家率はどうなっている んでしょうか。また、すでに実施している、志賀町空き家情報のこれまでの実 績と空き家利活用の促進策についてどのように考えていますか。町長のお考え をお聞かせください。

空き家のうち、売却用、賃貸用、別荘等に該当しないその他にあたるものが 近隣に悪影響を与える問題空き家です。倒壊の恐れがあり、危険な状態となっ ている問題空き家に関して、現行の固定資産税の税法では、住宅が建っている 場合に、標準課税を6分の1に軽減する住宅用地特例があります。

本来、これは住宅不足の時代に、住宅取得を促進するための特例だったわけですが、住宅が充足した現在では、老朽した家屋の放置を助長する一因となっています。この特例を解除したとしても、物件を撤去するかどうかは確実ではなく、実際には放置したままのケースが多いようです。他の自治体では、こうした事態を避けるために、税の減免措置をとるところもあると聞いております。

空き家取り壊しの費用助成や減免措置等の優遇策等を、空き家の利活用策と 併せて進めていくべきだと考えますが如何でしょうか。

先日のタウンミーティングで、西山台ニュータウン内の側溝の危険箇所についての指摘と改善要求がありました。今後のニュータウン造成に活かすためにも、造成前に購入希望者を募り、意見を聞く場を設けては如何でしょうか。 以上で私の質問を終わります。町長の考えをお聞かせください。

#### **冨澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。稲岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、志賀町地域防災計画についてであります。

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う、自発的な防

災活動に関する計画であります。

現在のところ、地区防災計画を策定した組織はありませんが、町としては、新たに自主防災組織の設立を予定している地区に、国のガイドラインを参考に、町で作成した雛形をお渡ししており、それらの地区では、それぞれの地域の特性や想定される災害に応じた計画を策定中であります。また、すでに設立されている自主防災組織につきましても、計画を作成していただけるように順次ご説明をしております。

なお、すでに防災士を育成され、自主防災組織の設立が遅れている地区においては、防災士がリーダーとなって率先して組織設立にご尽力をいただきたいと考えております。

次に、消防団等関係諸団体との連携についてであります。

東日本大震災で多くの消防団等関係団体の方々が被災され、犠牲になられたことは悲しい事実であり、非常に残念に思っております。町では、消防団員に対する安全を確保するため、東北の悲劇を教訓として、すべての消防団員が自分の命を守ることを最優先とした行動を原則とする、消防団活動・安全管理マニュアルを作成しております。

町としては、緊急時に適正な災害情報を伝えることが重要であると認識 しており、防災行政無線等あらゆる手段で迅速に広報することで、消防団等関 係団体の活動時の安全確保にもつながるものと考えております。

次に、原子力防災ハンドブック、原子力災害避難所マップについてであります。

原子力災害避難所マップは、今年3月に策定した避難計画に定められた町会単位の避難施設や、バス避難時の集合場所などを地図上に示し、住民に周知することを目的に、ハンドブックと合せて全戸配布をしたところであります。すでに町民の皆さんには、目を通していただいているものと思いますが、これらについては、本年度のタウンミーティングで、区長さんに内容を説明しており、今後希望する地区、団体等での説明会の開催や各種会合での機会を捉えて、広く周知を図っていきます。

なお、避難時の集合場所につきましては、今回改めて指定したものではなく、 従前から住民に周知されている場所を、改めて避難所マップに記載したもので あります。

次に、住宅対策についてであります。

まず、本町の空き家率と空き家情報の実績・利活用の促進についてでありますが、先般、マスコミで発表された全国の空き家率は、総務省が実施した住宅・ 土地統計調査結果に基づく速報値であり、国の志賀町における空き家率の 推計については、現在のところ公表されておらず把握はしておりません。

しかしながら、東日本大震災後の避難生活者の受け入れを目的に、町内 全域にわたり各区長さん方にご協力をいただいて実施した調査では、すぐに入 居し生活できる空き家は、178 件でありました。

空き家情報につきましては、家主の了解を得ることができた物件については、町ホームページで情報を提供し、移住・定住化を進めております。これまでに5件の物件が賃貸契約に至っており、それ以外にも、1件の売買実績がありました。町としては、引き続き、情報収集に努め、空き家物件の詳細な情報を公開していきたいと考えております。

次に、空き家の取り壊し費用の助成についてでありますが、現在、国において、空き家対策に関する特別措置法案が検討されているようであり、この動向を踏まえて、検討していきたいと考えております。

また、今後のニュータウン造成に活かすために、造成前に購入希望者を募り、 意見を聞く場を設けてはどうかということですが、町としては、そのような 考えはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、空き家の取り壊しに対する現行税制面での優遇策等のご質問について は、税務課長から答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

#### **富澤軒康議長** 十田税務課長。

**土田税務課長** はい、議長。福田議員の、空き家の取り壊しに対する現行税制、失礼しました。稲岡議員の、空き家の取り壊しに対する現行税制面の優遇策等についてのご質問についてお答えします。

現行税制では、空き家でも住宅が建っていれば、住宅用地の固定資産税は、 その宅地面積の広さによって、200 平方メートルまでの小規模住宅用地の課 税標準額は価格の6分の1、200 平方メートルを超える部分は3分の1に軽 減されることになっており、空き家を取り壊した後は、固定資産税の軽減措置が適用されないことから、この特例措置が空き家を放置する一因との指摘もあります。議員ご質問のように、他の自治体では、空き家取り壊し後の減免措置をしているところが見受けられますが、町としては、税の公平性の観点から、取り壊し後の住宅に対する減免措置を行うことには、問題があると考えております。

いずれにしましても、議員立法として、空き家等対策に関する特別措置法 案が検討されていることや、平成 27 年度税制改正で各省庁から、空き家の 除却等を促進するための土地に係る固定資産税に関する所要の措置が要望さ れており、国の動向を見極めて適切に対応してまいりたいと考えております。 以上、稲岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**富澤軒康議長** 2番、稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。2点再質問させていただきます。

避難所マップの件についてお聞きします。先ほど答弁で、従前から住民に 周知されている場所と言うことでしたが、以前からの変更がない、改正前後 での変更のない場所を改めて配布したということでよろしいんでしょうか。

それともう1点は、空き家の数、大震災の際に、入居し生活できる空き家は 178 件あったということですが、危険家屋の数の把握というのは不可能なんで しょうか。

以上、2点再質問させていただきます。よろしくお願いします。

**富澤軒康議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。稲岡議員の再質問にお答えをします。

まず、避難所マップに記載されている集合場所につきましては、従前とは変わっておりませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

それともう一つが、危険家屋の把握でありますけれども、危険家屋の把握については、町としては今のところ把握はしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

**冨澤軒康議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第52号ないし第63号及び第65号ないし第74号(委員会付

託)

**冨澤軒康議長** 次に、町長提出 議案第52号ないし第63号及び第65号ないし第74号を、 お手元に配付の付託表のとおり各常任委員会に付託します。

# 日程第3 決算特別委員会の設置及び委員選任の件 町長提出 認定第1号ないし第 12 号(委員会付託)

**冨澤軒康議長** 次に、決算特別委員会の設置及び委員選任の件を議題とします。

お諮りします。

町長提出 認定第1号ないし第12号、平成25年度一般会計ほか11会計の 決算認定につきましては、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**冨澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ただ今設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただ今から配付する名簿の議員を指名したいと思います。

(事務局が名簿を配付)

お諮りします。

ただ今配付しました名簿のとおり、福田晃悦君、稲岡健太郎君、南正紀君、 寺井強君、堂下健一君、南政夫君、須磨隆正君、林一夫君、久木拓栄君を指名 したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**冨澤軒康議長** ご異なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決しました。 なお、ただ今選任されました委員は、委員会条例第9条の規定により、休憩 中に第21会議室で決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってくだ さい。

ここで、暫時、休憩します。

(午前11時41分 再開)

### (出席議員 16名)

- 1番 福田晃悦
- 2番 稲岡健太郎
- 3番 南 正紀
- 4番 寺井 強
- 5番 堂下健一
- 6番 南 政 夫
- 7番 下池 外巳造
- 8番 須磨隆正
- 9番 越後敏明
- 10番 田中正文
- 11番 冨澤軒康
- 12番 櫻井俊一
- 13番 林 一 夫
- 14番 戸 坂 忠寸計
- 15番 久木拓栄
- 16番 山本辰榮

#### (欠席議員)

なし

#### **冨澤軒康議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の 手元にまいっておりますので、この際、ご報告します。

決算特別委員会委員長 稲岡健太郎君、同副委員長 福田晃悦君、以上のと おり選任されました旨、報告がありました。

# ( 休 会 )

**冨澤軒康議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

委員会審査等のため、明10日から18日までの9日間は、休会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**冨澤軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、明10日から18日までの9日間は、休会することに決しました。 次回は、9月19日、午後2時から会議を開きます。 本日は、これにて散会します。

(午前11時42分 散会)